

土砂災害防止対策基本指針の変更について

1. 変更の背景

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第3条第1項において、国土交通大臣は、土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な指針を定めなければならないこととされており、平成13年7月に土砂災害防止対策基本指針（国土交通省告示第1119号。以下「基本指針」という。）を定めたところです。

しかしながら、国土交通省では、平成16年の記録的な豪雨、史上最多の台風上陸数等を起因とする一連の豪雨災害を踏まえ、「豪雨災害対策総合政策委員会」を平成16年11月に設置し、同年12月に緊急に対応すべき事項についての緊急提言がとりまとめられ、これを受け、法改正を行いました。

平成17年7月1日には改正法が施行され、土砂災害警戒区域において、高齢者等災害時要援護者が主として利用する施設への土砂災害に関する情報等の伝達方法を市町村地域防災計画に定めるとともに、市町村長は土砂災害に関するハザードマップを作成し、住民に周知させることとされました。また、同年12月には大規模降雨災害対策検討会において、警戒避難体制の整備を一層推進すべき旨のご提言をいただきました。

こうしたことを踏まえ、基本指針の変更を検討しています。

2. 変更案の概要

(1) 「二 法第4条第1項の基礎調査の実施について指針となるべき事項」を再編整理し、「3 警戒避難体制等に関する調査」として、以下を新たに加えます。

- ・ 土砂災害に対する避難勧告等に関する調査
- ・ 情報の伝達に関する調査
- ・ ハザードマップに関する調査

(2) 「四 法第8条第1項の土砂災害特別警戒区域内の建築物の移転その他法に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に関し指針となるべき事項」において、「1 法第7条の警戒避難体制の整備等について指針となるべき事項」として、以下を新たに加えます。

① 確実な避難に向けた情報伝達体制の整備

- ・ 避難勧告等の判断に活用できるよう、都道府県は土砂災害警戒情報の市町村や住民への伝達に努める
- ・ 災害時要援護者の避難支援体制の構築、避難所の土砂災害に対する安全性に配慮

② ハザードマップ作成・配布等

- ・ 周知にあたり住民の関心と理解を深める工夫が必要（説明会の開催等）
- ・ 都道府県・市町村は協力して防災教育・防災訓練の実施に努める

(3) その他時点的な修正等（土砂災害の発生状況、関連事業の名称の変更等）

3. 今後の予定

告 示：平成18年9月頃